

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 12 月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600356 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600201 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 60 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 19 年 12 月 10 日

平成 19 年 12 月 10 日に A 社から賞与が支払われたが、当該賞与が年金記録に反映されていないと年金事務所から連絡があった。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る賞与明細書は見当たらないが、請求期間に係る厚生年金保険料は事業主により賞与から控除されたと思うと主張している。

しかしながら、A 社から提出された「支給(給与・賞与)集計表」により、請求期間に同社から請求者に対して 20 万 8,050 円の賞与が支払われ、当該賞与から健康保険料(8,528 円)、介護保険料(1,300 円)、雇用保険料(1,664 円)及び源泉所得税(7,862 円)は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されておらず、差引支給合計の額は 18 万 8,696 円であったことが確認できる。

また、請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求期間に賞与として 18 万 8,696 円が入金されたことが確認できるが、同額は、上記「支給(給与・賞与)集計表」における厚生年金保険料が控除されていない差引支給合計の額と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。